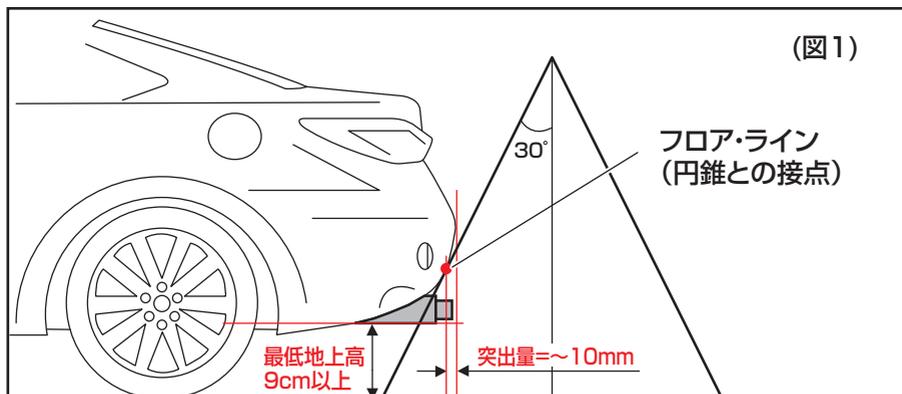


! 「道路運送車両の保安基準」に基づいて取り付けを行ってください。

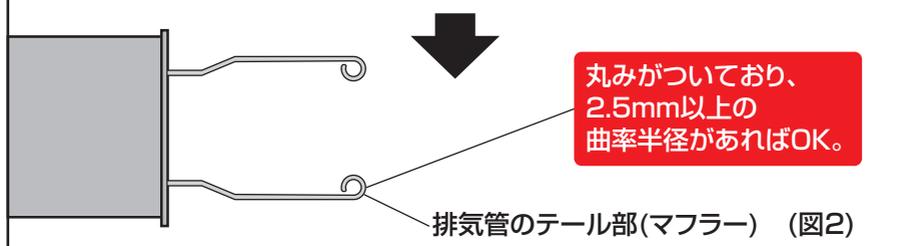
マフラーカッターの取り付けについて

排気管(マフラー)は、その上方のフロア・ラインを含む円直面から10mmを超えて突出してはならない。ただし、排気管(マフラー)は、その端部に丸みを付けてあり、かつ2.5mm以上の曲率半径を有するものにあつては、フロア・ラインを含む円直面から10mmを突出してもよい。(図1)

また、自動車の外装表面には、曲率半径が25mm未満である突起を有してはならない。ただし、突出量が5mm未満である突起にあつては突起の外向きの端部に丸みがつけられている物であればよいとする。(図2)



フロア・ライン+10mmよりも突出してしまう場合は



K324/K325/K341 バリアブルオーバルカッターについて

排気口を下向きに取り付けとき、最低地上高が9cmを下回る場合は取り付けできません。斜め上向きの取り付けはしないでください。

